

鯖江市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業鯖江和田地区についての換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成18年5月19日

鯖江市長 牧 野 百



字の区域の変更調書

次の区域を和田町3字早苅に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	13字 道タ	12の一部
	15字 一ノ和田前	4の一部 20の一部 21の一部 24の一部 25の一部

次の区域を和田町5字尾鶴に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	6字 小間坂	9の一部 12
	13字 道タ	6の一部

次の区域を和田町6字小間坂に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	7字 一ノ町	10の一部 16の一部

次の区域を和田町8字二ノ町に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	6字 小間坂	9の一部
	7字 一ノ町	10の一部 12の2の一部 14の一部
	9字 三ノ町	1の6 1の7 9の3 9の4 22の2 23の2の一部

次の区域を和田町10字台田に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	8字 二ノ町	5の1の一部 5の2の一部 14の一部 17の一部 21の一部
	9字 三ノ町	23の2の一部

次の区域を和田町11字尾道に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	8 字 二ノ町	2 1 の一部
	1 0 字 台田	1 の一部 1 2 の一部 1 3 の一部 1 9 の一部 2 2 の一部 2 3 の一部

次の区域を和田町12字総直に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	1 0 字 台田	1 8 の一部 2 3 の一部 2 6 の一部
	1 4 字 二ノ和田前	2 3 の一部

次の区域を和田町13字道タに編入する。

大 字	字	地 番
和田町	5 字 尾鶴	1 4 の一部 1 7 の2 の一部 2 4 の一部
	1 2 字 総直	1 の一部 5 の2 の一部 6 の一部 8 の一部 1 0 の一部 1 1 の一部

次の区域を和田町15字一ノ和田前に編入する。

大 字	字	地 番
和田町	1 2 字 総直	7 の一部 1 1 の一部